

## ○横浜市立大学学術情報センター規程

制 定 平成 11 年 3 月 17 日横浜市立大学規程第 11 号  
最近改正 平成 12 年 1 月 19 日横浜市立大学規程第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、横浜市立大学学術情報センター（以下「センター」という。）の管理及び運営並びに学術情報の統括に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、図書、雑誌、逐次刊行物、視聴覚資料（以下「図書等」という。）、電子情報その他の学術情報を収集し、及び管理し、これを教職員、学生及び市民の利用に供するとともに、国内外の教育研究機関等との学術交流の拠点として、学術情報を発信することを目的として設置する。

(施設)

第 3 条 センターに、本館及び分館としての医学情報センター並びにテープライブラリ、語学実習室、情報システム運営室及び情報教育実習室を置く。

(研究所等図書室の運営)

第 4 条 センターは、経済研究所、木原生物学研究所及び医学部附属市民総合医療センターが設置する図書室の運営に関する事項を処理する。

(学術情報センター長)

第 5 条 学術情報センター長（以下「センター長」という。）は、学長の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 センター長の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠によってセンター長となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(医学情報センター長)

第 6 条 医学情報センターに医学情報センター長を置く。

2 医学情報センター長は、センター長の命を受け、医学情報センターの事務を掌理し、医学情報センター所属職員を指揮監督する。

3 医学情報センター長の任期については、前条第 2 項及び第 3 項の規程を準用する。

(学術情報センター協議委員会)

第 7 条 センターに学術情報センター協議委員会（以下「協議委員会」という。）を置く。

2 協議委員会は、次の事項を審議する。

(1) センターの基本方針に関すること。

(2) センターに関する規程の制定及び改廃に関すること。

(3) センターの予算執行に関すること。

(4) 大学情報化の構想に関すること。

(5) その他センターについて重要なこと。

- 3 センター長は、協議委員会を招集し、議長となる。
- 4 協議委員会は、次に掲げる委員をもって構成し、学長がこれを委嘱する。
  - (1) 商学部長、医学部長、国際文化学部長、理学部長、総合理学研究科長、看護短期大学部部長及び教養部長
  - (2) 経済研究所長及び木原生物學研究所長
  - (3) 医学情報センター長及び将来構想委員会委員長
  - (4) 第8条で定める部会の長
  - (5) その他学長が必要と認めた教員
  - (6) 事務局総務部長、総務部総務課長及び学術情報センター事務室事務長
- 5 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 6 補欠によって委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 協議委員会の庶務は、学術情報センター事務室で処理する。

(部会等の設置)

第8条 専門的な事項を処理するため、協議委員会に次の部会を置く。

- (1) 図書等の収集及び利用に関する事項を処理する情報サービス部会
  - (2) 情報ネットワークの管理、利用等に関する事項を処理する情報ネットワーク部会
  - (3) 情報教育に関する事項を処理する情報教育部会
- 2 特定の事項を処理させる必要があるときは、協議委員会に専門委員会を置くことができる。
  - 3 第1項の部会の運営及び第2項の専門委員会の設置に関する事項は、センター長が別に定める。

(委任)

第9条 センター長は、この規程に定めるもののほか、センターの運営及び利用に関し、必要な細則等を定めることができる。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。  
(横浜市立大学図書館規程、横浜市立大学情報処理教育センター規程及び横浜市立大学情報処理教育センター運営委員会規程の廃止)
- 2 横浜市立大学図書館規程(昭和43年横浜市立大学規程第2号)、横浜市立大学情報処理教育センター管理運営規程(昭和60年横浜市立大学規程第3号)及び横浜市立大学情報処理教育センター運営委員会規程(昭和60年横浜市立大学規程第4号)は、廃止する。

附則(平成12年1月横浜市立大学規程第22号)

この規程は、公布の日から施行する。